

福島市郵便方式入札実施要綱

平成16年	9月	6日	制定
平成20年	3月	6日	一部改正
平成21年	2月	16日	一部改正
平成27年	4月	1日	一部改正
平成30年	4月	1日	一部改正
平成30年	5月	22日	一部改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が発注する郵便による入札（以下「郵便方式」という。）の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 郵便方式の対象は、次に掲げる競争入札に付する工事又は製造の請負（以下「建設工事」という。）、業務委託の請負（以下「業務委託」という。）、並びに物品の購入、賃貸借、修繕及び印刷（以下「物品調達」という。）の入札の中から、福島市競争入札参加業者指名委員会設置要綱第1条に規定する競争入札参加業者指名委員会が決定する。

- (1) 制限付一般競争入札に付する建設工事、業務委託及び物品調達
- (2) 指名競争入札に付する建設工事、業務委託及び物品調達
- (3) 前号以外の入札方式で入札に付する建設工事、業務委託及び物品調達

(入札の公告等)

第3条 市長は、郵便方式に付するときは、財務規則第164条に規定する一般競争入札の公告及び制限付一般競争入札の公告並びに財務規則第183条第2項に規定する指名通知において、次に掲げる事項も併せて公告等を行うものとする。

- (1) 入札書の郵送方法
- (2) 入札書の到達期間
- (3) 入札書の送付先
- (4) 予定価格の事前・事後公表又は非公表の旨
- (5) 入札回数
- (6) 開札の日時及び場所
- (7) 郵便による入札の条件に反した入札書を無効とする旨
- (8) 開札立会人の選定
- (9) その他必要と認める事項

(入札回数)

第4条 郵便方式に付した場合の入札回数は、1回とする。

(競争入札参加資格確認申請書の提出)

第5条 入札参加資格を確認するため、参加希望者から所定の期限までに競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の提出を求めるものとする。

2 到達期限までに申請書を提出しない者は失格とし、その入札書は開札しないものと

する。

(申請書及び入札書等の郵送方法)

第6条 入札に参加しようとする者は、入札書及び市が入札書とともに提出等を求めた書類(以下「入札書等」という。)に必要事項を記入し、記名押印の上(押印は、あらかじめ使用印として本市に届け出た印判に限る。)封筒に入れ封印し、郵便事業株式会社福島支店留の一般書留又は簡易書留郵便のいずれかの方法により、公告に示す入札書到達期限までに当該郵便局に到達するように郵送しなければならない。

2 前項の規定による郵送には二重封筒を用いることとし、入札書(入札金額の工事費(積算)内訳書(以下「内訳書」という。)が必要な場合は、内訳書を含む。)を中封筒に入れ封印し、中封筒には契約番号、開札日、件名、商号又は名称及び入札書在中の旨を記載しなければならない。入札書入り中封筒を郵送用の外封筒に同封した上で郵送しなければならない。

3 申請書及び技術資料等は、入札書とは別に郵送用の外封筒に同封しなければならない。

4 入札保証金を必要とする場合は、入札保証金を納付したことを確認できる書類を第2項に規定する郵送用の外封筒に同封しなければならない。

(申請書及び入札書等の保管等)

第7条 入札執行者は、入札書等が到着したときは、外封筒を開封し、中封筒の表記事項を確認し、中封筒を未開封のまま施錠できる場所に厳重に保管するものとする。

2 郵送された申請書及び入札書等の返却及び差替えは認めないものとする。

(入札の無効等)

第8条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 競争入札参加資格のない者の入札

(2) 指定された郵送方法以外の方法で入札書等を提出した入札

(3) 公告で示した入札書等の到達期限を過ぎて到達した入札

(4) 1つの入札について同一の者が2通以上の入札書を提出した入札

(5) 記名押印を欠く入札

(6) 金額を訂正した入札

(7) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

(8) 内訳書の提出が求められる場合に、内訳書を同封しない入札及び内訳書の金額が入札書と一致しない入札

(9) 競争入札心得や設計図書等において示した条件等入札に関する条件に違反した入札

(10) 虚偽の申請を行った者の入札

(11) 明らかに不正による入札と認められる入札

(12) その他入札に関する条件に違反してなされた入札

2 次の各号のいずれかに該当する入札は、失格とする。

(1) 最低制限価格又は低入札価格調査制度を採用した入札で失格基準価格以下の入札

(2) 低入札価格調査の結果、契約の内容に適した履行がされないと判断された者の入札

(3) 事前に予定価格が公表された入札において、その金額を上回る入札

(開札の立会い)

第9条 市長は、競争入札参加資格の確認又は指名を行うときに併せて、その者の中から開札立会人（以下「立会人」という。）を2名以上選任し、通知する。

2 選任された立会人は、やむを得ない理由がある場合を除き、立会いを辞退することができないものとする。

3 立会いは、選任された立会人又はこれに委任を受けた者とする。

4 開札時になっても立会人が全て参集しないときは、当該入札事務に関係のない市職員2名が立会うこととする。

(開札)

第10条 開札は、公告等に示した日時及び場所で行うものとする。

2 開札の結果、落札となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、あらかじめ当該入札参加者に出席を求め、くじを引かせて落札者を決定するものとする。ただし、当該入札者が立会人（代表者である場合に限る。）で開札時に立会を行っている場合には、その場でくじを引くこととする。

3 前項の場合において、当該入札参加者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない市職員にくじを引かせるものとする。

(入札の中止等)

第11条 市長は、郵便入札において、郵便事情等による事故又は不正な行為により入札執行が困難と判断されるときは、入札の延期及び中止又は入札の取消しをすることができる。

(入札結果の公表)

第12条 市長は、落札者を決定したときは、速やかに当該落札者に連絡するとともに入札結果を福島市ホームページに掲載し、その写しを財務部契約検査課において閲覧に供する。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年 9月 6日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 福島市郵便入札実施要綱（試行）の名称を福島市郵便方式入札実施要綱に改め、平成20年 4月 1日から一部改正を施行する。

附 則

この要綱は、平成21年 3月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年5月22日から施行する。